

清水港日の出埠頭1号岸壁付近の航路の航行に関する注意喚起

海上保安庁海洋情報部情報利用推進課水路通報室が、令和6年1月26日に公表した水路通報第4号により、水深が減少している箇所があることが明らかになりました。

つきましては、海事関係者と協議の上、浚渫工事が完了するまでの間、下記のとおり、航行をお願いすることといたしました。

御協力をお願いします。

清水港港湾管理者 静岡県知事
(静岡県清水港管理局長)

記

1 航行区域

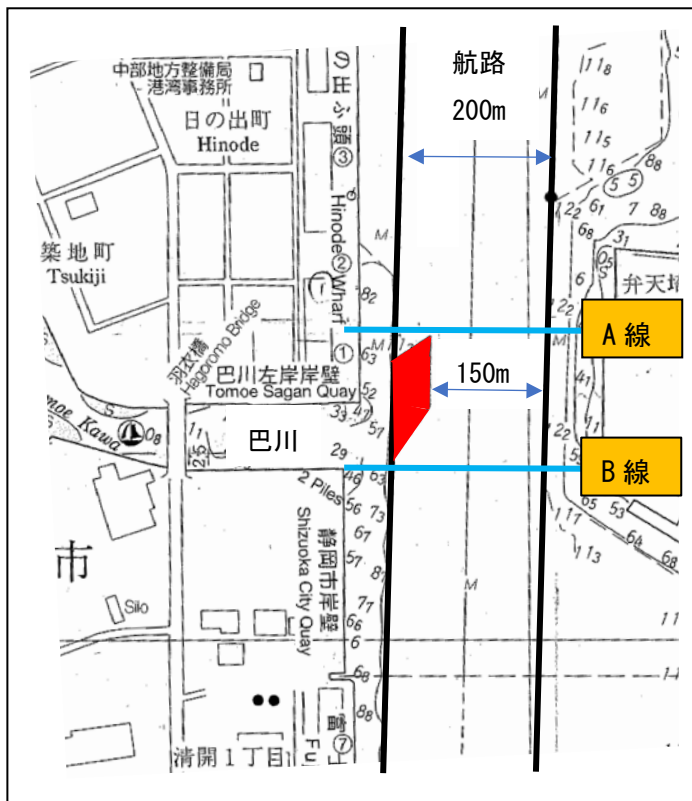
航路の内、次の区間についてはカナサン岸壁側の端から日の出岸壁側に向けて150m(-11.9m)の範囲で航行すること(当局の簡易測量で、一部に水深11.9mの箇所が確認できたため)。

2 区間

巴川左岸河口と日の出1号岸壁が交わる点を起点として、日の出1号岸壁法線に沿って日の出5号岸壁側に引いた線上110mの地点(A線)から巴川河口右岸(B線)までの区間。

3 入港に際しての留意事項

入港船舶は、余裕水深を10%確保すること。



A線は、北緯 35-00-13.1 です。

(日の出新1号上屋の北側壁面が巴川左岸から約170mの場所ですので、目安にしてください。)

水深減少箇所

※水路通報は別添のとおり。



水路通報

第4号

令和6年1月26日

海上保安庁

(小改正: 30項~41項 一時関係等: 5049項~5074項)

○ 索引	2頁
○ 小改正通報(水路図誌の小改正に係る事項)	3頁
○ 一時関係及び予告通報(水路図誌の一時的な改補に係る事項)	7頁
○ 航行警報有効一覧	18頁
○ 出版(水路図誌の刊行に係る事項)	19頁
○ 参考情報(船舶交通の安全及び能率的な運航のために必要な事項)	1頁
○ お知らせ	21頁

航海上重要な事項(新たな浅所、航路標識の異変等)及び水路図誌の内容を訂正する必要がある事柄を発見したときは、速やかに下記又は最寄りの海上保安官署に連絡して下さい。また、水路通報、航行警報に関して質問がある場合は、下記までお問い合わせ下さい。

海上保安庁 海洋情報部 情報利用推進課 水路通報室

〒100-8932 東京都千代田区霞が関3-1-1

電話 03-3596-3647

ファクシミリ 03-3596-3571

Eメール jcg-tuho@navareall.go.jp

★6年5054項(T) 本州南岸 - 清水港、航路 水深減少及び水中障害物存在
(水深減少)

図載水深より約 0.5m~2m減少している。

区 域	6地点により囲まれる区域	(1)	35-00-13.1N	138-29-55.2E
		(2)	35-00-10.1N	138-29-55.0E
		(3)	35-00-09.0N	138-29-54.7E
		(4)	35-00-08.1N	138-29-53.2E
		(5)	35-00-10.0N	138-29-53.6E
		(6)	35-00-12.3N	138-29-53.7E

(水中障害物存在)

位 置	水深約 10m	(7)	35-00-10.3N	138-29-53.4E
位 置	水深約 10.3m	(8)	35-00-09.4N	138-29-53.6E
位 置	水深約 11.1m	(9)	35-00-08.4N	138-29-53.9E

海 図 W89-JP89

出 所 三管区水路通報6年2号31項